

農 第 5 8 6 号
平成 2 2 年 1 2 月 1 日

(社) 和歌山県宅地建物取引業協会会長 様

和歌山県農林水産部農林水産総務課長



農地法施行規則第 26 条第 4 号に規定する事業実施に必要な資力及び信用があることを証する書面の取扱いについて（通知）

平素は、農地転用許可制度の厳格なる運用にご協力頂きありがとうございます。

さて、農地転用許可申請書類の一つである資金証明書（農地法施行規則第 26 条第 4 号：資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面）について、本県では一般個人住宅の場合、又は所要資金が 1,000 万円未満は添付を不要とする運用をしてきたところですが、このたび、法の規定に基づき、原則、すべての農地転用許可申請に資金証明書の添付を求める取扱いといたします。

なお、この取扱いについては、早期に対応をお願いするところではありますが、農地転用許可にかかる事務処理が混乱しないよう周知期間を設けることとし、平成 23 年 2 月 1 日許可申請受付分から添付を徹底することとしましたのでお知らせいたします。

また、このことについて、誠に恐れ入りますが貴会会員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

○担当 農林水産総務課農地利用班 花田
TEL 073-441-2875
FAX 073-433-3024
e-mail hanada_n0002@pref.wakayama.lg.jp